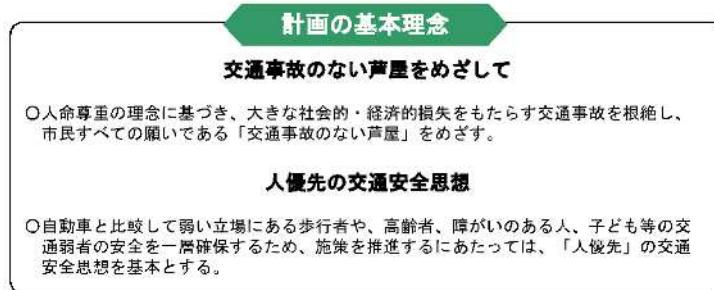


令和8年度以降の交通安全に関する取組の考え方（案）

令和8年度以降の取組については、第10次芦屋市交通安全計画（改定）とその結果を活用（1を参照）して、期間中の取組の成果を整理することで、施策一覧表を交通安全対策（施策）ツール集として再構築する。そして、現在策定が進められている第5次芦屋市総合計画の施策目標8（2を参照）に焦点をあてて、交通安全対策委員会では、施策ツール集を活用しながら、施策目標8に連動した取組を推進する（3を参照）。

1 第10次芦屋市交通安全計画（改定）<R3-R7>の活用



計画の基本理念を踏まえ、7つの目標及び48項目の実施内容を絞り込み交通安全に対する取組を実施します。

【絞り込む視点】

- ・ 交通事故の防止に直接的に寄与する取組
- ・ 直接的に寄与しない取組であったとしても施策として進捗管理を行い、交通安全対策委員会の意見を聴きながら進めることが望ましい取組
- ・ 関係機関との連携が必要な取組

※絞り込まない項目については、主体的に実施している取組として各団体の活動に委ねる。

【評価結果等の活用】

令和8年度に第10次芦屋市交通安全計画（改定）の総括としてとりまとめた評価結果及び評価方法（GISデータなど）を活用する。

2 (予定)第5次芦屋市総合計画（後期基本計画）<R8-R12>の実施

総合計画の施策目標として位置づけている取組を実施します。

指標		前期計画 策定期実績	前期計画 策定期目標	最新実績	後期基本計画 終了時目標
交通事故の発 生件数（件）	人身	332	293	248 (R5)	240
	自転車関係	(参考) 80 (R5)	—	87 (R6)	82

施策目標8 日常の安全安心が確保されている

8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善

こどもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域などと連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため、交通安全教室や様々な媒体を通じた周知活動などにより、自転車を含む交通ルールやマナーについて警察と連携して啓発に取り組みます。

3 交通安全対策委員会（仮）の推進イメージ

交通安全対策委員会（学識経験者、PTA協議会、老人クラブ連合会、警察、交通安全協会、市関係部署）を開催し、毎年の状況を確認しながら各団体で取り組めること等の連絡調整等を実施します。

(1) 開催時期：各年度の下半期

(2) 議論の内容：

ア 前年度の取組内容の報告

イ 今年度の実施内容の確認

第10次芦屋市交通安全計画（改定）の48項目のうちのどの項目を対策委員会として状況確認するかを決定（毎年同じ項目でも可）

※（例）48項目のツール集から「今年はこの項目を重点的に取り組みましょう」といった議論

※項目を決定する際は、兵庫県交通安全実施計画の「年度計画において重視する視点」も考慮

前年度の取組を振り返り、トライ＆エラーを繰り返しながら毎年柔軟に取組を変えて良い。

交通事故の防止に向けて、各団体が単独もしくは連携しながら主体的に取り組んでいくために議論することが大切

次回の第2回交通安全対策委員会で目標指標、令和8年度実施内容、交通安全対策委員会設置要綱（改定）などの案を作成しご意見をいただきたいと考えています。